

新型コロナウイルス感染拡大防止のため設置している 飛沫防止用ビニールカーテンについて（注意喚起！）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓口やレジなどに塩化ビニール製などの「ビニールカーテン」を設置する店舗・施設が各地で増えています。しかし、飛沫（ひまつ）を防ぐのに有効とされていますが、設置については以下のことに注意してください。

火気の近くに設置しない

防災性能がないビニールカーテン等を火気の近くで使用すると火災になるおそれがあるため、火気の近くでは使用しないでください。また、白熱灯等の高温になりやすいものの近くでの使用も避けてください。

消防用設備等の障害になっていませんか

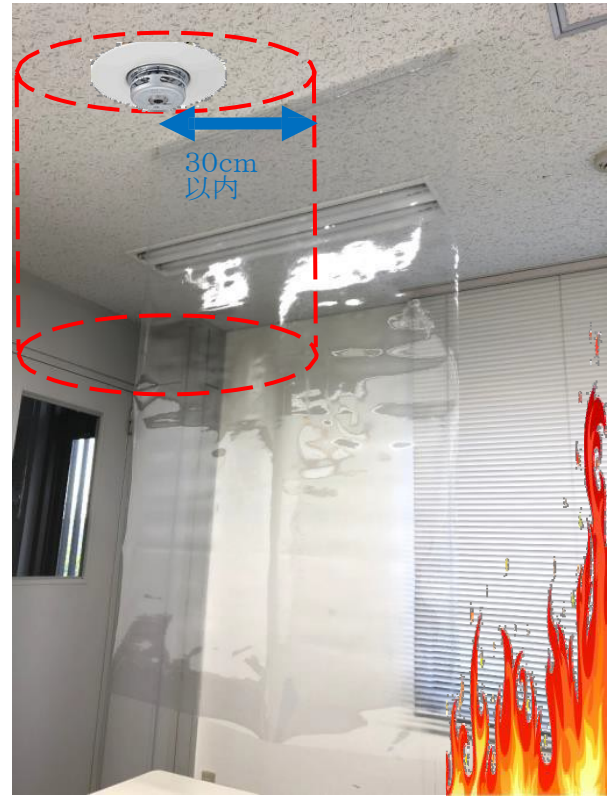
自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドの付近に設置すると、火災が発生した際、火災を感知できない場合や散水障害となる場合があります。必要に応じて設備から距離や間隔を開けるようにしてください。

自動火災報知設備の感知障害例



ビニールカーテンにより煙や熱の感知障害となっている

スプリンクラーの散水障害例



水平30cm下方45cm点線内にビニールカーテンがあれば散水障害となります

消防署にご相談を

ビニールカーテンは、素材や設置の仕方によっては、万一の火事の際に被害を拡大してしまうおそれがあります。これから設置される方、すでに設置されている方も、火災対策にも十分留意して感染防止に努めてください。

ご不明な場合は、消防署へお問い合わせください。



春日・大野城・那珂川消防署
消防課 消防係

電話番号 092-584-1198